平家物語

長門本

三

リ 5
2004
3

宮内省圖書寮

明リ5
巻2004

平家物語巻第三

成親卿北山御産事

阿波大夫親信事

丹波少將被召捕事

入道相國可押寄院御所事

小松殿被諫父事

幽王被討事

西光法師被刎首事

成親卿流罪事

木邨桐花廣辻氏藏書之章
藏書記

柱参因縁事

花秋大納言事

土佛因縁事

加賀守師高法討事

成親卿北山御座事

叔大納言供〻多りける者共はせ〻り坂之大納言殿

西八条ハ召寄られぬ夕さり矢ひきつゝ

とてくるを待えたれて来りけるとのり法

師ども多をくり中にも北の方の神く男女

をあまたかの紅さけふ〻なり〻かり事先と

ナんとうせ〻れ〻ども是はなやく〻と思てこと

らに法ふ〻ども師ども多呼嘆地にくれ死生と拾

ひてしかのとりの人ハ中にハ多くいかゝてとをさ

物まゐらむ叶さらむまでつりと思ハせなへおゝ将
者を初まえ公達みな見はせなふへしとおぼえ
兼はれとてなみさとのきにへ入ちなひはれハ
是程の車ハなかりく御覧ずる身よりなんのなん
まで何のいふとなるへ浪あまり一時に露と消なん
車におもきかしなりけれさをかきりと思ハはり
はる車のかなしはれして伏まろびくかれし
みな絶なりしけりやすてふ牛車ゝむのあと
やはれハかくて座の母しりてゆらむ車りはれつ

なかれハえおとまとなりとなり土思んとて出給
ぬえとりわきをはなき人よりの静なるい
川くをはしく紛とりなくやり出れ牛のひ
といはなのハへ仕へおそておはむとやゝ乳と
紫野の方へと車の内からながめハ大宮をのぼり北
山の雲林院の菩提講までゝ渡しくふたり其なり
はる僧坊にあなしよ出へまりてたくり若芸
身の旅らしはれと名いと夜中さなくし坊り
かねり今とといひつひなき小歳人とはつのりとし

侍りおく又車とゝめ人をおくさきゝ〳〵ゟ人
小方の人中すいゝ事世ゟ孔きいとれしく
日の長行新を二のゝ小侍けくも大納言の家
七命の今家をこのきり也と思ゟ孔き
清入ゟ侍せゝ孔ゟゟ西方侍共ゟゟはゝ
ゝゟて和ゟ走ゝゟ遠い出ゟゟ家中乃ゟ
人ゟゝきのゝゟ弓走ゝゟ京ゟ及ゟ門を
ゟゟ押ゟ川ゟゟ人りゟゝ馬共ゟ馬屋に
ゟ二ゟゟ孔共ゟ孔ゟ人ゟゟゟゟのゟゟ家内

孔ハ馬車門小ゟ二ゟ宮客座小侍ゟゟゟ拾ゟ
ゟゟ孔ゟゟ孔ゟゟ世ゟ世ゟと思ゟ侍ゟ
ゟゟゟの人ハ物ゟゟ小高くいゟゟ門前ゟゟ者
ゟ孔ゟゟ孔ゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟゟ侍ゟゟ
家の間小ゟゟゟ侍ゟゟゟゟゟゟゟゟゟ孔盛者ゟ
少裏のゟゟゟゟゟ用の事小ゟゟゟゟゟゟ孔ゟゟ
ゟゟの小の事ゟゟゟ山城守敦ゟゟゟ姫ゟゟ西ゟ
ゟゟゟゟゟゟゟゟ走春門院の五乳母諸人ゟゟゟ身
ゟゟゟゟゟ人小ゟゟゟ侍ゟゟゟ孔ゟ者也ゟゟゟ

我身の中の中郎なる西園寺の八幡
麦が母君育ちて出家して嵯峨の尼
法皇御ゆうこの事打聞きて十七の年が十
六まで思ひとけしみくらの中を二條院の位
乃時に礼を出家して老のひがみ出家
法のなき礼をうらむ志はとかく道中に礼共
打、法皇をい捨て方々御ゆうこの事
仮ちり出家礼を内へ諸人といい合礼
多く女院の心ゆ意とかの打捨礼哭内礼

ゆ力及ば志ゆ捨ゆ礼ゆ哭ゆ仮乃物
らしうへを内へ嵯ゆ離たるゆ志
内へ礼い法皇礼西所を逃出ゆ内
裏へ参り給ひ内面ゆ参りひ物ゆ給
乃ゆ三位ゆ礼ゆ西ゆ出ゆ多ひおくゆ
ゆ宮様の御御の打ゆ離ひゆ重ゆ此
人の和也ゆ大夫三位殿ゆ重ゆ人の
ゆひるゆ打ゆ里へ出へ打へ礼ゆ
ゆひへゆ人ゆ中ゆ間実所ゆ

清らかなる地にして思ふ所なかれ共なく
なく取出なる事をけりあるは組あるゝ
清らかに許しなるまゝなれ共は小法を重く
あるせ給へ力及ばぬ出給ひぬまゝ十八歳が
内にてはなく中二〇小さ十九歳と中なる
〇此門のなれば組ふなりは月に給ら藤
あひなる出書共なのちまたあるゝ藤め
よきなる道なるを作りなれこちせぬ
千代のはのゝ子共君に渡平多給はのりたる

ことなあるい中さ礼色なは仏地松なる藤
給たるうち指くさ是まくはあるゝ作の
なりなれ唐祝はりをあるは二人衣小おち
めるなくまふ要なりなれ小形大細言殖之
兼さは堂さなりまたうき上られなり
いのはのうちは女房のたしくこのあるうん
は前小人なる袖を志なら如なるうる嶺
御城さ後ハなるうる人の為所小大牧は門堂人倉
あるとなる松戸の内小とち藤りく君の四喜

提をたのみたまひしより猶々月ましてなる
を此大納言成親卿中々つらく花亭を
歴々徒然夜ハ法皇の御幸成まいらせへきよし
申されけり其比御所に大納言の局三條の局
とてさふらひ給ひける女房共の大納言ハ此御局
さしあたりける此人くらゐにてはれけるをかよはせ
給く御幸をなし参らせさせ給ふなり家童子
かねてよりおほえしは給三條の大納言の許へ
しかしながら不能覚してやまうして申されけれども

うちとけ給ひし中まされける法皇もはなはた思召
給ひける御幸なりしかはすてなかなか
物に誠に心うつりて思ひ給ひけん指諸人のまいらせ
給ひける時今まいりしかなりしものなり二
條院とも申給ひし御かたもなしけれへしの
崩御の後に諸人かへりとのみ寂しかりけるに
聞し召しいるる玉をつらね給ひ花亭の
ゆかしといふきはのいとうらやましかりしを
諸人にみられけれとなりしかはおもしろくへなりにく

廊のもとにて作りかれを
新大納言兼りもとすなる出家の諸人を
尋ねる則兼りかり書れい故女院のおとき
を思ひみなれかれとのおもかげをうかれ
入給ひしのなごりの誠に女院出かれの後也月
日乃光をうしなへるとくてかなれいなきも
のてのみうち眺れい侍れの侍れの
思ふかりかれんとやうに思ひ
まもくひんにて物に出家れいは

諸人いうの思ひまもちうて有へ
ひとりに大納言は扨此程篇
七月廿四日に法皇入り給ふ御
文面日りいろ扨て吳
今文面日りいろ扨て吳
廊のひかけへて
くよき孤ひのひとおとにおとつ
うちてとの孔雀とて
月の光人の内に侍りて雲の月のむかしを
忘れの孤くたえ秋の光のよれくを袖ぬる光を

を物すごきまでに恨みをなしたるうらみを叫びさく
ものなれば孔共大納言思ひの旅程
絶たるものをうりを出づるなかに諸人の
攻つるを先に押ちらへて女房共を取出物く
車を假宿所に送り入る事のうをはかり
かれいひきをせるに出ぬ物をせる
を攻りかり其後志ずまひ引のきをうる給た
り孔より主人かに男女のおらひなれを有
ものひとりのちにさしまかり物多

出来ぬ孔を同出度ぬ中らひとなる人をうるみ
給ふ今はかるる物思たるに孔等の主の屋
敷先世のむくひと覚へをうをなりとも志
孔をりかの大納言ぬ白状ぬ思をれ事を
拾君の此ものをを仍ぬく宿所を孔ハ川
しこのかをうを主ぬき宿と物孔ぬ白ハ物ぬり
のものぬ白ぬ又孔ぬ書状事ぬ
れぬ白ぬ誰孔ぬを今ぬ書用。新を中ぬ世ハ三ぬ事ぬ
屋ぬ屋ぬ物ぬ孔ハ大納言ぬ白ひ矢ハ白と物

なれば人命乃ゆくむこのきりのたく今年世のゆくむ
此世界のいとく事共いひおのむ若い歳をのまいる
ゆく春のもれ言葉を今一度聞えやとかゆく弁殿い
死の人事に力及ぶるゆ私とも見つゆ殿かの家殿
よりのさまをゆかれ落くはけくさめくとゆ記ゆ
りゆとをり也今殿をのゆ命ゆ私い半やくと仰語
ふ伊示殿の時のくいゆ思ふ大納言殿ハなりきゆと
世界法殿いゆ今年そらさたゆ記殿らむ世世
命の助ゆゆゆしすゆ海と武士とゆ佐ひゆゆを

阪東大夫親信事

此大納言ハ大方たはけ人く思さおきゆ殿ゆ人を
人のきしとゆゆ殿をゆ殿へり者ゆ常こたゆ乳
係き人にはけのゆ事にゆ物のゆひ殿ゆ変ゆ者ゆ
ゆ後白河院のをゆ者ゆ坊門中納言ちゆゆと云人を
しくゆ記殿ゆ信輔朝臣むさくのちゆりくと
記ゆの國へゆさゆしくゆけゆゆ記ゆ者ゆ也叙爵し
給ゆり事ゆ記ゆ吳殿ゆ阪東大夫と記ゆ中ゆ院ゆさ
ゆくい給ゆ記ゆ兵衛佐ゆゆ記殿又阪東兵衛佐な

とて御涙をながしく申さるゝ事に思ひ入られけり
ける程に新大納言法皇もれ前にはまれける寳や親信
阪東中何事かあるとおほされけれバ別の
事にハ候ハず縄目の色草をたはくるしと返事をせられ
なりけれハ成親大かた年ごろすまし入り給ひて物初め
んしてやすき物とのあまりたる人に投げ給ひけれバ按察
大納言入道資賢卿はおはしけれども後にけるハ兵衛佐
なりし返事為之けり流る物のあれとの所に古雅にあり
なり流されとて仰られけるとのやすくはれしとも新大納言いやまさる

おもり御くやしく上人とて越後中将とて時忠のかけの
多たれけるを見せ折きはしかひきたくいそを見せ流せて
字ての馬屋の堂にひつへられけり事を思出でて
とめれ色ありてとに返事おもられけれりけると

丹波少将召捕事

新大納言嫡子丹波少将業常年廿とてより一院の御所に
上卧していまだ出られざりけるを大納言の御供に
流る侍一人院の御所へ馳参りて大納言殿ハ西八条に
召籠られさせ給ひ候ひぬ去りて失なるへきよしきこえ候公達も

三位殿さう殿あ〳〵とたはれ、乗り給ふ事ハ乱心いふと
ゆきしあひて物を見あハさり給ふ宰相のもとへ
よりいかに法ゆあるべき御ゝんと云うちの間ときの宰相を
をうう殿ゆ給ふ吉稲ハ屋ゝく宰相のもとへ文をこし
ありて来たれとしハ八条かゆ乱り急ぎ添り給ハ
いかゝる事ハ御まう〳〵苦愚也と第ハり其時ハ将ゝ
まちと知ゝ定あひきゝ院御所ハいる兵衛佐といふ女房
を尋出して加ゆ勝事ハ乱ゝより世間物ち
ハうしと嘆りハ法乱ハ例のハ乱ハ大衆のきる屋ゝんと

よ法たに思ひそれ〳〵ハ也御所〳〵ゝ参りハひて
君をも拝ゆまいらせ給ハかゆハ身ゆ乱ハ憚
りて乱ハと拝ゆ世給ハ〳〵宮ひハ御すあき
給ふ合ひあれゆる女房走出ゝ御ゆ法〳〵うて法
ゆ〳〵ゆ給ふ給ハ成絶八ゆ上丸参ハ花
入ゝ上のとゝ〳〵夜盗御前ハあひゝ所労ハとのハハ
以ハ八一時ゝ御所〳〵参ゝ申ゝ事ハ乱ハきりハ〳〵ゆるのを吾の
ハいとゆ〳〵ゆ乱して郎ゝハ龍乱ハ吉世ゆしく朝思
世ゆ給ハ乱ゆ給ゝ〳〵ゆ給ゝ〳〵ハ乱ゝ〳〵ゆ給ハ

日をみへさせて山屋うむ大納言と今夜死さいは行れる
屋さと乗いすし左右に居ぶいちん上八成経の母の日羅
ふ出ぬ行ハ孔ひらハんすと先といふけさう衣の袖も
ぬ屋する孔也与所の鳥とり河へ花山房山前へ
乗て此りを第ハ孔ハ法皇り大ふかと云ふ世行く
是大内と量く事ハ孔ハ出ぬ孔とかはう先しの河へ
き〳〵今日相国使の河りぬる小事出来ぬ〳〵ハ笑し
免し法ちうつり是〳〵と清氣ち乃孔ハ無ハ孔ち
ち孔ち人今一度君をり拝〳〵乗孔と思ふ孔ハ王

ち山前へ乗ち孔ハ孔ハ君り信やり行ちかいと孔し
龍乗ハ山涙ハ孔ハ世ハ河へ東ハ河へ東ハ河へ東り
ち方りち〳〵袖を房ハ河へ出ぬ日ハち孔腔
ぬち女房ハ屋ち小医り乗ハ孔ハ孔ハ
ち屋ち乗ち袂ハち河へ花法皇ハ屋ち孔ハ
屋ち孔ち手ち押ハ孔ハ世行ち又ハ孔ハ世ぬち
と思ハと哀ち乗ハ孔ち代ち孔ち孔ち孔ち
屋き王法ち法ち孔ち事ち孔ハ孔ち孔ち孔ち
孔ち孔ち孔ち孔ち孔ち孔ち人ち人ち人ち人ち

なる事なれども安き心にて此事ゆゑ(るゆゑ)
乃小方にて乳母とよび物りかほ(ぬ)仲小くなりまし
ゐをくれ人をふる人にて何れく月日をかゆ
ゑひ法ふかくなりの事を知る(ハとゝ)ふし
志川ゑ弱ひかれハ生きかゆ海なゑ法ゑ女小北方
ゆくゝきを乳給ハいとせんなくなりたほさを物乳
此人ゆ身とおゝむを置くいゝかゝ母とおの物乳
ゆゝりせあゆ事と学ゑくいとゆ乳六条ゆてゝ乳
法ゆきを法乳母ゆ乳女房物りを小乃事を学ゆ伏ま

ちひゝの北(ゆゝる法事斜おゝ乳すゆの中小ゆゝ)を
とり上乗ゝ知ゑゆゝらい上をゝいとれゝ乳ゝと思ゆ
乳をりゝ小冬の寒き船りゆゆを物ゝめゝ祢
せをり夏の物川(ゆ)乳房をすゝ乳所小居(をゝ)ゆて
乳乳ゝ小の小事小乳ゆゝ小ゆゝ我身の
とゝゆ乳ゆゝ乳人ゝ成りゆ小ん妻を法思ゝ
後の時ゆ法ゝ四のゝゆゝ小ゆゝ乳れゝて廿ゆて小乳
をゝ院内(乗り法ゆ)乳ゆとおをゝ出ゆ(ハ花ほ物ゆ法)おゝゝ乳
くゆゝ乳思ゆをゝ小ゆゝ小ゆゝ出ゆゝ乳ゆとゝ出ゆゝ乳ゆ物ゝ乳

甚や十さられ者と一日に時のかゝるへ〳〵とかゝ光れ
くとおもくかゝ八のさきはれ者のつらめとおほせハ
将流をおち〳〵くゝ〳〵ぶ我無かまゝ祈ちり
くとかゝ〳〵ハ宰相ちく海〳〵ハ命ハ八ハとハ
中ぶられ十ろへたとあくさめの〳〵人間もまゝに
ぶきりくゝけるぶもさんの又八条のとゝ使の儀と
ハ八ハ何様ハ五むひるとかゝ中ちめそ
宰相出の〳〵車宗吳〳〵てかゝるとハ出ぬ思ぶき人
をとり出ハ度ふゝ医ゝ〳〵ぶ保元流が

ハのゝ家ハ人ゝ示ゝ宗〳〵ハ海ハ芸思歌ハかり
ぶるに門ぶ記の宰相ハ社ゝかりけるむハ故ハの
ろ歌を七ゝれハ礼ハ係ちのく屋りよ為られたれを
ぶ乃ぶ五ハ武士ゝ海ゝて歳千万とハ歌
を志ゝハいとハ家〳〵かとゝハ子ハ〳〵ハ号を給
ふ由ぶけくと大納言殿の事を思ぶ様ハ宰相
車を門ハハとゝ免ゝ宗内をゝめ〳〵ハ内〳〵ハ入礼ゝ〳〵ゝとハの
ぶゝ礼ハ為ぶを其色を記ぶの家ハかゝ〳〵ゝ色くさい相
はゝの内〳〵入ぶ為ゝ〳〵ゝ兵数多集ゝ居迫てまり

中ゝ相ハたのみたり侍る宰相入ゐしめしていとゝ心ゑ
ゐなりけり出屋うゝ入ゝ立ゐ（ハ相ほゝ）内のなりさ夏武士共
ハいはゆる所の（ゐれ）しゝ記論ハかゐしたゝしゝりのの出来
ゝゝ（ハ）ハ（ハ）ハ入ハハとゝ宮ハ乃孔共入及出合ゐ侍ハ孔
季貞をゝい出してきい相中ハ孔ゐハよりなきめ
侍ハ親しく成ハゝと人ゝ文思ハ所ハ孔ゝゝ中ゝく
とゝゐゝハハ成強ハハのハ世ハせゝハ者ゝくゝめ
ハ（ハゝ孔ハほゝハ孔ハの道力及ハさゐゐハゝとゝさんハ
見（ハちゝく孝ゝ面ゝゝとのゝゝハハ侍ゝハ月ハ

おやゐハハ此歌ゐゐ泳ハひかゝ身ゝゝあゝ如ハきハ
命を惜ハゐんすたゝはやゝ者のひゝ相ほゝ孔ゐゐ
中ハ成強をハ中ハ川ゐハハりハのかゝて出ハ
いゝて出ハ事せゝ論ハ思き覚来なく思ハ思ゐゝゝと
ゐくゝ中ゐゝゝ（ハ）ハ入ハ及ハ中ハ孔ハゝた出ハ
ハきハくゝ見ハ出ゝゝ宮ハ宰相中ハ門ハくゝ（ハ）ゝと侍
ハりハ長久ハりくゝ入ハのゐハ成強ハ合ハの一門を侍ハ
ハ（ハ）ゝ天下を乱ゝんとゝ侍ハ企ハりゐ者ハ侍を一家
ハ運命ゐゐハハりゝ事孔ハりハ侍ゝハ小侍大納

言乃婦子也さきくさきくまうしたりとて
かしのやまうの孔かの子をあとよりうハ塔孔雀と
てりかゝくてやまうしたりハ孔いよ御母の上をたか
くらをうへをむしりあるを母かはなきをたにとめしも
はなをあるを孔くのハ皮(貝)ハ塔をとりをやる孔雀
相大小本意かゝ思ひあてたるの(しのあひをハかれの
作ようをを重ねをたる真怨孔雀のけれ共心中かゝり
ハ人行をの事をおまへもをしをを孔雀をとす(貝)今一
度うくやせよ保元西治両度ハ合戦ハり母を捨て命ハ

かゝりをんとやはり思ひしの是ハ後も物ハ孔雀をと
まりをんとおもひハ(乃)ア乃をとはを今ハをのおてハ
ををの孔雀の数をハ一ハ大事をハ物ハ時をおとハ一方
ハ孔ハ孔をとおくハ孔ハり盛ハ孔ハ者ハ孔ハ孔ハ
川をを思ハれハハ孔ハり名成孔を志ををらく孔ハ川ハ
むとやをを笑ハ孔ハおハ思ををハ少ハ孔ハ乃母ハ
十ハ二ハ孔者ハ孔ハ山ハ山孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ
孔ハの孔ハ思ハ孔ハ孔ハ世ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ
孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ孔ハ

出家入道して法山寺に籠り居て後世菩提の勤めを
仕へしうち志なきうき世のまつり業にのみ心を
かけ給ひ叶はぬ恋にうちなやみ給ふ事多く世を
のがれ給ひ入道の御ことはに
紀伊の国の人の娘にて亦道重の乃信貴の国中れ
る宰相殿の思ひ切なれ共家柔にさらぬ身なりけり
よりくしたしみやかるるこひ屋こんとやの乃は其時入道
殿のひろめ給ふ出家者なきまま修行のあるとて
おとゝ殿の御ことはにて是程ふかう思ひ入れ給ふ
とは世の人なかほすまの作に及ぶ上なる
を思ひ立ち給ふ宿所にかへり給へしと云ふ物の乃は
宰相殿と出家のすゝめ給ひ御のとおく殿と申ふ
思ひ入れ給ふ宿の乃は宰相殿に長ある宰相殿に
なのふもきん乃方様や我身に引きさらんかかる
まうけ給ふ命婦の人の娘を持事に蓋の
ゆゑ高の乃ふもんほれさるもふる人のうへと嘆
ゝ乃ものと身に示おかし給ふ所人を乃殿ようあり乃

とゝ仕ら れ ら ゐ ゝ さ と よ 入 ら 長 ち ゝ き と を り ち な し め ゐ ら
す ら の け て 乃 ら 盥 ゝ ら 対 面 す ゝ ち ゝ 法 ゝ す ま す き よ
ゝ 度 ち な ゐ ゝ 法 れ ゝ 芸 季 臭 を り と 生 家 入 ら を 共 と
ま て ち ら 法 れ ゝ 志 ゝ ら ゝ 宿 所 ゝ 逆 な へ と 申 ち ま ゝ い
法 れ と 志 ゝ ら と ら ゝ ゝ と 受 へ ち と ち あ ゝ ゝ れ ゝ め 形
中 ま れ ら ら 成 弛 ゝ 忍 ゝ ら 一 日 ち 命 乃 ゝ ゝ ら ゝ 長 ち 一 日
と ら 松 ゝ の 筆 ら と ゝ ゝ 法 所 り ゝ ん 事 ゝ 長 ち 志 ら 所 き
ら と ゝ 見 ゝ 法 ゝ ら と 大 納 言 の 行 喰 ゝ ゝ 竺 ゝ 高 れ ゝ
法 ら と ち め へ ら 宰 相 ら ゝ ゝ 事 を ゝ 長 ち か ゝ ゝ 法 れ

大納言ち ち 事 ら て ゝ ち ゝ ら 及 ゝ ゝ ち と め ゝ し 酒 ゝ
ら れ ゝ 寳 ら ま ゝ と ち 義 と ち ゝ へ ら ら 大 納 言 ら 夜 矢 ゝ
れ ゝ て ち 忍 ら て 成 弛 ら 今 ら 日 中 ゝ ま ら ち ゝ の ゝ ゝ ゝ ゝ へ き 死
出 の 山 を ら 訴 共 ら 越 行 時 ら ち ゝ れ ゝ と 長 ち ら へ 日
ゝ く ち 忍 ら て ゝ 大 納 言 の ゝ ら ら 成 ら む 所 ら て ら
角 の 表 ち ゝ ゝ 日 ゝ く ゝ 左 様 ゝ ゝ 行 ゝ 世 侍 ゝ 孝
ら う や ゝ ん ら て ち め ゝ と 法 れ ら ち ゝ 宰 相 又 ち 訴
ゝ け ら て 末 ゝ ら 大 納 言 ら ち ゝ 内 大 臣 の ら ゝ ゝ ち れ
ち ゝ ゝ 世 れ ら 今 夜 ゝ 法 ち ん と ち 長 ち ら ち

清れは深く恐入しかとしに後ハかれハ御持共ハとき
年を今まて悦ひなひかりし今夜母なりけれは日ころへの
しとて悦たれけるを見めし御葬宰相又むまんや
おもはさらむ者とたゝ今誰かも是程に我身の上
を指遠く発来なるへき愚遅しくたるを守る身まして
うれしく思ふなき誠は思ひハ父子は忘れかたしと悦て
帯れ子をは人の持なりける者をとやかて皆思ひのへされける
宰相か持をいて悔めかりける宰相は宿所にて御持夜出
あるか心の者を始として母上乳母は六条の方に見み

さいかりの事をの守んすむと宰相の心を手にとりて宿
しける程に宰相悔あかていひかね乳母いとむ様せき
あけくらちはてまし安寺ひか老は中すま人命ありまし後
さはいまいよく心ねく思ひけるむと幽しくたりハかれ
成かに御持夜は悔ひ野あて時ふ人はしてむかひ
る先中たりかれハ車ト野に出むかひるまいと相屋と
そすしかへ浜あへり後ハ忘ゆへん悔まりしたれは
死したる人の生海のかたやふ相はへく悦泣しあ忘合れ
なりおの重宰相も大政入道のはいやかの方来ありて片

時の身を放ちのがれ給ふ六条乃御門は内侍殿を
立てられたりなりと人吳谷小門殿きの宰相とや
なり當時は入道八条殿はまつ〳〵世をおそれて
まつとそ川さし都はなれかゝる物にて世たゝ〳〵る

入道相國可坪寄院御所事

入道は於相國人数多、まつ〳〵めをのれたりなれ共相国
と為りのれ恩をたれ給れ共善悪法皇をむかへたてまつる羽
柴小坪ちめまつ〳〵川地〳〵御車おし〳〵まろんと思ふ
ゆへ為ふ所ふ赤地乃綿乃如あ〳〵れ白のゐ物おし
ゐ黒糸にて乃はし巻したれいろせあ〳〵世乃かみ安
芸守とや〳〵時いたゝく島は社より神拝乃次小霊夢を
蒙りそまつけ給ひ乃四合乃ゐ乃巻したる祝殿の長刀常
に枕を放たれすゆ者を左乃脇にはさみ中門乃廊小法と出
之給ふ其後〳〵死り〳〵〳〵ゆ〳〵る負紙をめし
筑後守貞能と木蘭地乃直垂小如かと〳〵乃よ為
いきゆ者ひちまをいゆ入乃は宮ていらい負紙は乃走
いの〳〵思ふ浮海乃なりひ重り一年保元乃逆乱と記
平右馬助忠正を始として者共中より迄之院

北方に奉りて紀一宮乃此事に故刑ア友の君として
ひさら勢ありしかの〳〵思放ちをりてのかり
〳〵に故院北山殿誠に行く北方にて先たかりし
紀是一乃宮云き次に御治乃逆乱に時信頼武朝
臣ふる舞入乃命を殺しかの叶侍〳〵ようくに
命を十さ〳〵出徒を追放〳〵天下を志川む其後
つ〻宗に紀を誠に行ふる紀君に為に命を捨ん と
思る事度〳〵多のひ人ふるまに浮海ふる孫を
ふいかく捨せ申ん乃紀ハ浮海ふ事をいかに

に十ちん者をハ法〳〵めらるへ紀たいやう〳〵めらるに紀
おるめ大納言ふちん紀に法ふ郎なるおちけるに乃
一門を追おせるへきよう院中乃に結搦に紀を迎ふ
紀に乃事ハ穏ふ紀ハ御〳〵やかるハ紀に
入乃たん紀ハ御〳〵やかるハ紀に乃ハ猶小面乃ちら共ハいと免
中事ハ乃ら宮家追討乃院宣ハ紀に乃朝敵
と成ん後に悔ふ益ハ乃ま〳〵世を志川先ん程仙洞を
ハ
弓羽矢ふ法〳〵ふる志ふ志ふ郎事を見へおしまら
人と思ふ紀其後ふ〳〵ふ少面乃者共乃中に矢をり一

筋にて召者のかりめと覚る侍共小蒲と鈴よと
鑑へ〜大ゝ臣浄源院方乃文仕思切たり九世去と
りとり出野宮殿お鈴よと地下知せる孔ゝ参羽殿
（乃御事とも申へ孔ゝ内ゝ法皇を西國乃ゝ
忍おう〜参ゝ遣紀より是義ら孔る

小太公殿被諫八文事

主馬判官盛國些〜ゝを召き小太殿（を世参さ
大臣殿小中ゝ世ゝ人うゝと入ゝ入殿既ゝ孔
参おのゝ孔ゝ侍共皆おゝ法住寺殿〜より孔ゝ

羽殿（乃御事とも申へ孔ゝ西國乃ゝ御事
ゝ〜参ゝ遣きゝそゝ殿ゝむとゝ是義へいゝ
ゝ乃御所へ今追出使ゝ公ゝ殿ゝむと中ゝ法きのゝす
中ゝ孔ゝ内大臣大ゝ内ゝ孔ゝいゝ内〜ゝの事有
殿きと思へゝけきの入殿のゝきさる物ゝ内ゝ
孔事ゝ内ゝと殿ゝ孔ゝ内府急き参来と
共と紀ゝ殿ゝ〜中曽ゝ殿ゝ及ゝ八条乃
宣旨ゝ〜ゝ小ゝ臣乃ゝ孔盛重の庭ゝ集ゝ清
府ゝ五人隨身三人召具〜ゝ今朝の体ゝ烏帽子

直衣にておはしたるを西八条にさしいれられ
給ふ一門の卿相雲客数十人思ひ〻〻の直衣かりて
はせきて中門の廊に二列に被着給ひ諸
府諸司諸国の受領おとゝ侍ひ居すゑ給ふ法皇
御志と並居たりけるに北の方馬のれるひを志
発くかゝるを御いのの上に立ちかけ出す様とゝ
なりもあるに内大臣烏帽子直衣にて御ぶの北方を
もてはやめ給ひ入給ひ事ゝかゝ給へ入
給ふ御れを遠くよりみなくかゝるあり御の

此内府の世を思ふる様よろづまことにて人は
すもあるに思れたりけり此内大臣は内には五戒を持給
ふ外は五常を乏たる仁義礼智信よろづ世
質も賢人にてまさりたる人なりとぞ世の
人はこの内大臣のひとりの事面をいく度思ひ
れ給ふ陸奥をの引たて弦巻のうへに紫の衣を
引かけたる様にて天地にてはて
乏へけるをこの内大臣とぞきりふむ様をひきちのへ
せられる内大臣とぞ右大将宗盛の上に上に座る

く為産せしめ給ひ桜商中より小開き法の八孔より
内大臣と共に〳〵と物ものたまひて入り夜一日又夜とし
ものたまひ良久敷の入り給ひ桜井間の事覚法
師にて〳〵お尋ねに成親父子もほんの八たく
事乃始てなれば大の〳〵近来よりのいとくるか
ぬを聞者共の打ふるへ時に臆さぬ人なくの事をきめ
中おろかなりし〳〵者共にて是を番結一定天下の
煩当家乃大事引出物なりと覚る間法皇を
見奉りて奏聞に行〳〵笠奉り奏人と為る
あいなき事中今をらんとて待参ゆ入るちかの
ゆ大方八浄海恩とおもふ事出家の出家の一つ
ゆ遂げむ事なれば覚へいつとなれ八内府殿
兼ねふことはのりて双眼ゆはらくと涙をおと
あい吹入り給ひ海〳〵と仰めてなりいふ
とれ多ゆ人を内府直衣の袖にあまを押乃ひ
と第りゆ八此位を家りゆ八運乃ますゆ未ぬと
覚て不覚の涙ゆ八ほれ先何事乃る細と知れ
ぬ中すのを子奉り奏いとかるうなる覚へ八

祈さんの我朝を邊鄙、栗散と堺とおもう天照大神
は御子孫國は御子孫にてのみこそ神のみたまの
御末朝政を典給ふとて朱大政大臣ふれ給へる人畜
生を給ふ事軽るべしとこそ見へ給へ中出家は御身
とおもうもくはばかりの御ものを支三世諸
佛の袈裟幢相の法衣を忍ぶ給へる人畜
生を帯まうまちん事内すら不敬戒無慚
は罪をまき給へる上は又ふかくまきまい仁義禮智
信の法ゝ捨むきふかう見へ給へ先重盛一と

一ふ御意ふ遣ふ給へる作を為りは上ふ已ふ不孝は
仏ふ背給へふ捨給へふ捨れ左様ふ作事ふ為ふ
思ふ事を仏中ふ強しふ申ふ捨ふ
て中ふ宛ふ恐ふ捨ふ敬を捨めさせふ
ゝ事ふ重盛中条を異ふ申ふ為ふいん
且は家後の中状をふ只今出院条は条仏重ふ
為ふ出院条の為ゝいふ重盛ふ仕合ふ
ふ中所の一仏を南ゝ召れ給へふ名を
仏ふ物ふゝ笑へ給ふ物ふ召重盛ふ為ふ上ふ

何のとう君をたうう乃参らせ給へきまきまく君
は叡慮の思召なれ共事なりとは〳〵を賜る人々
中に免参る輩ありよて義正許容かとかりうあ
またとい君の仰せ様とてきまく院宣をもてむは
人は事仰せまうしと云ふ強き出ひの事とも覚えん
其故は上古を思ひ遣りかふ歩軍貞盛将門を討
なりしも勅賞の誤りしも事受領ばかりにさりきま
伊を守頼義の十二年臣多くうひと貞任宗任を
かりはしなりもいはゆる兼相信は昇と父子共朝恩

小誤りしを此一門の代に朝敵を伐ず四海の逆流
を立て先を慮る忠也といへ共其賞の誤事己が身に
作り先例倍例おく君臣共にいはゆるの事也と
小事多の人事全ばかりの事なり覚えんむほん張
本と作る乱を新大納言めく重盛事ある亦西川
う代後小河ます我命代に能を或は禁中まこと
代人を我こと河いをあれとて大臣はまに免し
重乱之罪科小行乱人事とうへこうん義と殺
の君子細を奏して仕事多なれ仕きるへきか押

く言捕られぬるハ己に君をおろそかにし柔らかなるに
ゆるかせにわが身を慎ミ君の御為にハよく
事ふる忠節をつくし民の為に信と撫育せば何ハもれん
をも汝まし〳〵せん所をそひ給ひあて政務に私有ましと
思ふに諸天善神の冥護浮かべす神明仏陀の御
加護あるまじ君の御政乱の上逆臣多ちまちた
起り己に法則正散し四海の騒乱あり十方天の嵐
起む事常ならんを擾早くあるべし大方に諸経
の説おほ日本より内外存知者おほといへどもあるべく候

地観経方二巻によるに世に四恩あり一ツには天地恩二
ツには国王恩三ツには師長父母恩四ツには衆生恩也是
を志らざるを以て人倫とし知ざるをもつて鬼畜とす其中に
殊におもきハ朝恩也普く天下王土にあらんと重恩
卒土の濱王臣にあらずといふ事なし就中国王の恩
此一門死げまつり日本を己川六十六ヶ国あるを三十
余ヶ国ハ一門の分国として庄川をを掠領其上庄園
田畠家門所領を没収し一門乃朝恩の御出る事を怒法
将軍をもつて流罪し既にもつてなしたためしすくなし

かの忌代せんの水に流を清音陽山の巖をとり名
賢人の勅命にて孔子の孔子祭礼義を以存とし兼
ハ孔子とも先祖植武天皇代御堂衆菩提親王御後
亂に中おろし中古より堂下に宮遊かうちくたりて川
ふ下國の受領をつかはしてハ名ハ故所ア
今度伊予國哲代時鳥羽院清盛得長寿院造進の
初賞にて人絶たりし内昇殿を許されあり
とたり万人口ずさを返しなとと兼孔いふいたん
やはり身をすてふ洋住乃俗を学さりし大政大臣乃位をき

たをさ始りし未又大臣大ハ刑孔り所謂重盛なと
ふ短き思周乃身をかくく運荷槻門代位ふかを見
布代の重恵ふ嘗まやを今ハ孔らの朝恵を事孔て
君をのふ子爲ふ世ん事天照大神正八幡之日月
星宿賢宇地神ふ右ふ追ハ許やハ爲き口今天代貴
を家ふ朝歌とも兼ふ歌と成ふ孔をくハ百日
寺をくハ三〇を出代とハ中法さへハ孔君事代次をり
て奇怪ありし思ん事ハ先ハとハりてハ孔ハ志の
ろをハ宮ハ中ふ事ハ事十ふ所ふハ孔て

位令らるべきかの旨なれたるし又君いうかる事
を思ひ給ひ申さるべき將くの恐にまかり侍る大納言
以下乃宰相に沿岸の罪科を行はれんとの志ありと
事の子細を案じ中せるべきにはあらねども孔の
ハしく法皇をのしの申付ひ給ひ孔の事ありて
あるべしとの見はべりに父命不辞王命不辞父命家
事不辞王事以王事辞家事ありもいへり又君と臣とを
唯位の高下なれを已けて君に付をハ忠臣乃法也理
と僻事をあらんにおいて理に法のあるむや

況ハ君の御理にて出給へ重盛ハ公に法院参の供
仕りつるとの後ハ叶ひ給ハんとし院中を考へし
参らせんとの時ハ後ハ我身の以へ重盛ハ姑く六位ハ
せんとの今三公の上ハ法にあるまて朝恩をうけ
身ハ公に十ハ内の重位を心へハ千顆
万くハ乃主なり栽其深き事を論ん事ハ一入身入
比紅の涙なるべ為て重盛君乃方へ参りハ侍二
三万騎ハ召とりハ法ん其中ハ命を加へ身なり
かるんと思侍一二百人召ひとしハ法ん異ハを引具

して院の方に奉り給世紀戦に以外に大事に
と思召しけるとて、をのれ為保元逆乱
の時六条判官為義を新院の方に子息の野守
後朝に内裏に合戦事終て大炊殿戦場に
煙の底に成しより後は一院内裏の國の左府を
おかれ矢に向り矢給そのち大将軍法師に成て
子息義朝をもと(故)人に世を今こむかひたり
乱より今度朝敵に大将軍にて謀罪定り
かに乱ぬ[illegible]力及ぶ人をかかるとて来

蓮大路に引出して父子かゝ命を刎の事目し勅定と
中かゝ悪逆無道の至口惜き事かなとも思なひ
しこの今度君討奉ひ[illegible]に彼保元の例に任
せて重盛逆乃其一[illegible]成ひ[illegible]と成ひ
この称さいかゝくは(悲しく思のなや君に為悪を
いかゝ[illegible]乱ハ逆慮ハ方に頃かをたの乱父の思を
忘に[illegible]乱と不孝の罪かのこれ[illegible]家不
孝に罪なに乱[illegible]乱[illegible]又君に[illegible]不忠の逆臣と
成ぬ(君[illegible]と云[illegible]臣ハ臣ならすんハ[illegible]

父にたゝすとゝ云ふたゝすハ有るべきに是と
いひ彼といひ世を去りし事ハ其代ハ生をうけて
のちのちき光を顯す重盛のくハほうの程ハ世を
いハ(ハ)孔ハ中ゝ云る程ハ兼学おくしてハ院参ハ
ゐるいゝ先重盛ハ頭を下ゐる程ハ義せん院中を
くを恐ハ(ハ)すこのゝ又ハ供をハ仕ゐるゝ中ゝ
ハゝ只前を先ゐるへ也今思ひ合すゝくいへ
ハ運一定ナ事に成ゝハと考ハ(ハ)也人の運の未ハ(ハ)
む時ハ必ずかゝひゝ事を思ひくハ(ハ)ゐる事ゝそハ

孔孝子の詞ハ必ず思ひ合ハれハ(ハ)功名遂退身避位即
不過害ハ中彼勲蘭荷を大功をなつる事倖
ハ越ハるハ(ハ)て官大相國ハいなり釵をたい〻塔をハ
まゐゝ殿上ハ乃ほゐる事をゆるハれたりき志の孔共
歔欷ハ拭むく重ゐ〻ゝ高祖来ハ大くいま〻
ゑゝ庭樹ハ(ハ)てゐのくハ二せゝ孔ゝ論語とや
ゝハ(ハ)ハ邦無道則富且貴恥也と云文ゐハ加ゐゝ先
紙をハるひ合ひとれハ(ハ)ゐるとゝ朝思と云重職といひ
一ハゝゐゝ以孔ハめ先ゝ文ハ〻ゝ也ゝ(ハ)ゐ運れ

面々事ハ非可堅富貴ハ家録位重ハ勢ハ榻再
び實ハ本地ハ根以傷といへり心弱くおぼえ見へいい川
ま今命ハまこと孔ハ世を乙ハ(ゝを)高き〳〵かゝ(を)を
祢ハ孔ハ爲〳〵侍ハ人ハ給ハ口今ハつかハ引出ハ
孔ハ(を)ハ祢ハられん事ハよハ安事ハてハ
ハ孔見ハ多ハ思ハ笑多やとて直衣ハ多とハ
ハ中ハ多ハ多を取出してをハちかゝ〳〵ハめ〳〵と
泣諫中ハ孔ハ一門ハ人ハ初ハ侍ハ小
おもハハ袖を出ハ入ハ岩本ハ

祢ハ孔ハ程ハ返事ハ多ハ出すハ乃ハ
ハ侍ハの奥ハ入ハ加ハを孔ハ
ハ孔ハ見ハ程ハ物ハ見ハ
悪堂ハやさん事ハ出ハん
さんと思ハとくと孔ハ内府ハ孔
ハハ孔ハ事出来ハ
ハ孔ハ裏ハ事ハ思ハ程の事を
ハ出ハ孔ハ何ハ海ハ〳〵ハ
ハ孔ハ車ハ内ハ孔ハ孔ハ奥ハ

地乃殿ハ直垂ハ[illegible]の鎧を[illegible]合星のの[illegible]と
春近と云雑色乃[illegible]ハ[illegible]の右大将宗盛
ハ黒[illegible]毛ハ馬ハ芦毛[illegible]の轡立[illegible]の指さ
[illegible]を引[illegible]之乗給馬をむくへ[illegible]給ひ[illegible]
[illegible]侍[illegible]ハ[illegible]乃ハ[illegible]ハ重盛[illegible]つ事ハ
各兼[illegible]ハ院参乃[illegible]ハ重盛ハ
[illegible]ハ[illegible]後世[illegible]ハ[illegible]
是[illegible]叶[illegible]諫[illegible]
体[illegible]ハ[illegible]

屋今ハ[illegible]所乃[illegible]を[illegible]
[illegible]ハ其[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ今[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ重盛と[illegible]盛と[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ西八條ハ[illegible]
侍共入[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

伏見宇治岩屋淀羽束師醍醐小栗栖日野観修
寺大原志津原等にいたる迄我おとらしと馳参りけれは西
八条せんきよ女房吉光公自筆桃おと持参りけるか
篇携のへたる者も一人かゝりける入たる人尽にけるとよ
けれ共しは貞節にあらぬ紀後ゐる湯と参る侍りけれは誰て
まつりの貞節あつては一人ものはいはれ湯のかけとて誰ものは去
夜へ皆参りて貞節の方も一人かはは女のをとりけれは入
たまへさらんまてもとてけしり出に三方へも実の侍には人一人
まいらしよりやいかにやあるとていつものかくれかし

たゝの忠たり共恒例のかゝりに一人も二人へかゝり
こゝにいま内府は中達もとより時の世にさすかいて
いりん事叶ましきのか帰るこゝのをとてたいおそく参りて
よし出合ひゐすためあまりて夜毎姫き金之據けり
たしゝて墨染の衣よか袈裟打かけさいとさとかれこゝ
の無念珠くりて持たれたししる貞節に言ひけるとい
かに世間の様何といふものにたる持とはこれあひけれは貞節
中ゝるは淑子にいはよくもちて何のくるしくいへき
淑道をいふて此中をなをさら堅ましくいへかし

と云ふ事なれども中納言は入道さぶらはせよ給ふ云たり
入道のかくさぶらはせ給ふとの事を聞て入道の舎弟に佐
川の守忠度小貝殿をくみとりたてまつり一騎は
駒寄せられ入道殿此人を子にもあくまで力ぞきたる
ぞかしてかの殿ぞ参りたまへ内府殿と申
内々たりつるに内々に方々へ申しかはしきれば
まいとの内々仰せられいかに殿の事を入道殿は
思ひ給ふ内府まゐらせ給ふ父の恩を忘れ
孫にもひきかへ日本國に未代まで孫一人も有べ
ず十郎殿は悪事をしいだし給ふ弟の子ども
にとしく君の御ためにまゐらせ給ふ
そ小貝殿は今院参ぞ給ふとゆゑ
なれども入道殿のえやぶさりまゐらせものと内
府殿は下心にて中よき人にてまゐらせ給ふ
まゐらせ給ひしかばえ何とおもふの参らせ
いかんせんとおもひ給ふ程に世の中
志川の御孫に法皇を志ばらく鳥羽殿に参らせ
る世を志川殿と法皇は御子にまゐらせ給ふ

乳老ゝ小姓らゝ公ちゝ本の枝おきゝ院桑にお
みくりのひとすまゝ雲ゝ後内府ゝゝ
はもん事をゝ一切肖ゝきゝゝゝ三ゝ仰
事ゝ中兼ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ小雲ゝゝ向ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ小雲袖ゝ
を理ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

を高ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
盛ゝ父ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
仏神ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]ども[illegible]の父の命令の志を考へ
[illegible]を切山習ひ交り後生[illegible]の勤め外
他事なきとは迚事半ば孔孟ハ[illegible]川まの
[illegible]孔ハ入唐[illegible]
[illegible]川[illegible]
[illegible]の神を[illegible]
[illegible]孔[illegible]
[illegible]孔[illegible]
[illegible]御中を和平[illegible]孔

幽王被討事

小松殿ハ桑華たる侍共が[illegible]孔[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
孔より其事なく直[illegible]
[illegible]唐國[illegible]周幽王[illegible]
氏國をせめ給時國亡[illegible]戦[illegible]力[illegible]
[illegible]氏國の人謀[illegible]
狐の子を取て有験の僧が[illegible]
女[illegible]氏國の大臣公卿集[illegible]人君

昔千里の野を栖とする獸も今は人に飼はれんか
いかでこの事を考へさらんや此國すでに幽王に世めら
れ父母兄弟は君幽王のことを（ことを）て
皇のいかりをたすけうる此國を助けるは（君と人と）
幽王もかりとへれたりなるに乃世にかりそめ美女を
もとめ給ひしかるに女色とやれ孔幽王
宣く曰誠に者うるさき美女なるに朕信れる國をかた
むける事を則ともむ（しと）言のりて件の美
女を幽王ののしへ奉す天下無双の美女褒貴妃是丈人の

ひとり幽王則かりに妃と名付幽王此才一代后と定め幽王
乃后たちを廢氏小光をこそれを新后にあり大王ほう
〜后を思ふ事ひとしく類すなかうるはれるまの
后なのへく物いふ事をしらぬはすいたんや赤色を合せ
事りおし此后小物をいとはせ給ふ笑をつくす事せく
みんすると思ふ孔りは彼國より官兵を召集たその
策ふを飛火をのろしひのり烽火とは我朝に飛火
七野ありといひ多りは紀家に火をとぼす事ありさの
ろ時幽王朝敵を亡ぼんとて烽火大敵と物の烽火

大戰とに大この中に火をへて天を翔飛ぶ術のり先
則遠國代兵を集ちはのり出と也今此飛火をつけ
ゐるときはゝ后の曰ふ所や大こ翔ハおろかとり
天を翔術ゆりゐるとて始て物をもちひて大小ひて
ゆ犯其ときに幽王怒すを此后ハすもの物ひいたるを忘
乙を合ゆしゐるハとて后を見て笑ふ
かゝともに飛火をのゝく見を乙を借國の官兵驚て
王宮事出事とて馳參るから謀ありあれを事世故
ゐ乃ゝ本國へ向り馬を東海へくる物を山里北山川

をゝ西國へかゝしくりのを八重の志ほらを志ほき多か
くする事ナてハ度ゝ也其後ハ兵出ゆ馳て馳參る
事せゝかゝ國をたハりゐ花伊勢を崇帝石とゝ
大將軍をゝ源氏國より幽王の内裏へ行ゐ
大王人ゝおとゝ引ゝ志きりゝ飛火を揚とゝ兵是
を乙を例乃后の物しゐ多ひ見ゝひゆとなひゐ
ゝ馳參る事りせゝりゐ兵王宮へ乱入て幽王をゆとり
國を亡ゝてゐかゝ志を後ゝほゝ后ハ白狐七尾三ゐの
に現ゝ失ゐり天王ゐかゝ多ゆゝゐのそとよ重

盛ぶ〳〵て大事をきい出さん間おもふ〳〵たゞに時を
のへす各地祭祀の系返へ神妙也祈り〳〵受る物表
今此事を記し直〳〵以只今事ゆゑ孔ハとゝ好ゝ幽王
此為ゆゑに考ゆゑの事ゆゑ自今已後ゆかず後ゝ
相催事ゆゑ先更ゝ迄ゆゑへゝ人ハ敬きく後ゝ
ゆゑ〳〵くゆきて兵乱を返ハ孔ゆゑ名
別扱ゆゑ孔と二万七千三百余騎と共ゝ走ゝたる
抑受女を以ハ褒ゝと共ゝ幽王の時ゆゑ名付たり都をかゝ
ふくゝとて後有りゝの後をゝ故ゝ孔ゆゑ

ゝり当世都りゝ城と呼ゝ也孤の女にゝ人のこ
出ゝゆをたゝゝすゝを本院ゆゑゝ内大臣ゆゑとゝ
ゝたゝ事ゝゝ伝ゝ出ゝ孔ゝゝ孔ゝ父の入ゝを諫め
中川ゝゝ云ゝ考ゝゝ我身ゝ敬ゝゝ孝ゝの程
ゝゝ知ゝゝハ又父と軍をせんにゝゝ父のむほんの
ゝゝをゝや思者ゝゝとゝゝゝゝ内大臣
乃在知の者大宣公宣ひゝゝ遠ハゝ君の為ゝ忠ゝ父
此為ゝ孝ゝゝゝ孔ゝゝゝゝ人のゝ法皇ゝ
次第を伝一百孔ゝ今ゝ免ゝ事ゝ孔ゝ重盛ゝ

心中におそはつゝしかれけれはそれをはゆるさんとて斬せよといふ
文ありけれはやかてそれをよんて斬せられけると作有ける
ときゝ皆へし其後左衛門入道西光をは朱雀の大路に
引出して首を刎らる郎従三人同く斬られけり

成親流罪の事

二日成親公をは夜もやうやう明方に公卿座に出し奉り物
まいらせたりけれ共むねせきふさかりてはしをたにたて給はす
ゐさんとて逐立の官人方いつゝ車を指寄てとく急
かれよと申けれは心ならす乗給ひぬ御車に乗すと見

をはうさぬかけそうし給ひけるに此せ奉て光宗了一人つと
寄て引おとし奉りき祇の楉を三度打ちなをる次に看
督長一人よりて殺害の刀にて二刀流くまゝをしまる
次に山城判官秀助宣命をよみ免するかる事人の上
とて御涙にむせひ給ひて御身の上にて見しかとも
ひ給へき気色推量られたり哀なる門外に軍兵
数百騎車の前後に打囲て守護し奉る我方様の
者は一人もなしいかなる所へ行らんとすきたる人もなし
内大臣にも今一度逢ひ奉りたくと思ひけれ共其事も叶ん

たゞ身に添ふものとそ宣せおはしまさんも朱雀を
南へ下りに小紋の乱れ箱らしきをけるうよりあり
ける事多くうを昔唐の白居といひし人故宮七月
小勝を形見と旅行の月をみさかをのりしかの大納言
と月日光をたゞみさきに車の前後少者やし
を出せ立ち名大納言はかりきしくのさい小くる
所をうたしもり学へすれとその次部常をなて
内府へ中されたりされと其後月日の学をいるにされい
小子かりかるおきの中るかをかりひいけられる

極楽とあり都をあるまてかゝへの底に入む出りに
鳥羽殿に月はかたぶくをみれはいとゝあはれ
並のておもをおうたあ登へ北川の男者の重かり
まてよ府のりれいうる長をかゝ後へて都にあるまて
うのもの者様いの中かゝへかをもむ我世小行り時に
者のい行ら者三千人のかりんいん一人り身に添
ものおゝ々をかきりて都を出おを驚るるれかり
死罪を家に去を国へ行者り我方に及ん人一人具せ
ものや行のと様ひとりあをて宣ひ車の内にて出

ゆをまきちらせり（と車の前後ゝを見るに兵鎧は袖
をはなし乘る鳥羽殿をさして（漕ぎたれば所（御車
はなりしうを一度ゝはの花ちりしものをかと思給く
京とのゝ所の花をさして（京入をさして
ゝ春也南門を出ぬれハ河原にて御舟はなきたく
いそぎ〳〵といきをうちつかせ川〳〵をこむ矢たちへくハ
たゝ此ときゝてゝの花のしたをはなれぬせあれかおし
ゆゝ惜りゝをくけたりもゝ武士を是はたそと問ゝ
ゝ清盛と名乘ゝ雜色清盛といふ者也けりとゝ加

少ゝを見者ゝゝ尋ゝ見ゝ舟にのゝふ人ゝ多いひなゝ見
事ゝゝと宣ひゝゝ見ゝ其色ちりさまゝゝり殘ゝまりゝ
ゝ尋ゝゝ見ゝ散ゝ出ゝ者ゝゝ者ゝゝ
此ゝゝを中ゝ見ゝ世ゝ見ゝ見ゝゝ
かハ少ゝゝ者ゝゝ
者ゝ見ゝ三百人ゝゝゝ
ゝんとゝゝ者ゝ者ゝ
ゝ（ゝ武さゝゝ
御舟ハゝりゝひゝ鳥羽殿ゝ

りゝ多ハ去永万ゝ元年法皇ゟ祇園ゟ御幸ゆて渡る
ゟ御遊ゆゝき四條大政大臣師長ゟひけの役ゟ
ゟ元ゝ多花山院中納言忠ゝ清盛の役ゟ
ゟんせらる葉室ゝ中納言とゝのゝひちつゝきゝ役
ゟまゝりゝ楊梅三位秋ゟ笙ゝ笛を仕り盛定
ゟ所ゟ琵琶物の役をゝゝとゝのゝ宮中ゝ
渡り群集の諸人ゟ涙をゝゝ時ゟ調ゝ
ゝ記御遊秋楽ゝ記きゝを奏せられゝ其の間ゟ
ゟゝの上ゟひゝの長ゝのゝ伶人ゟ名産の公

卿ゟ笛をゝしゝ君ゟゝ所ゝの役人ゝ
ゟゝ物産ゟ志ゟゝゝたりをめゝれゝいゟ人
ゝゝゝゝ給ゝ所ゝ尋中庵ゝ仰ゝ
成親卿ゝ天井ゟ君ゟ人ゝゝゝ給
ゝ院宣ゟ仰ゝ我ゝ住
吉の宮ゟゟゝ極ゝとゝゝゝ屋ゝひけの長ゝ
ゟゝ人ゟゝ住吉大明神ゟ御新所ゟ
示ゟゝゝゝ時ゟ今ゝ多くゟゝ其成親
ゟゝめゝ所の孔ゝ使ゟ志ゟゝ今新敵ゟ

ちく配所へ遠くうせたるかなうの孔とて多り有り事
法名くとつるををけるめとしておほくの武士の
鎧の袖をせるしるしなる所の天王寺のあたりの
二孔三孔の所に絶りたる舟にて次の舟二三十艘ばかり川
はたをかくるまゝ孔のかなうの孔にかきすくなる乃舟共
幕引回して我方きたの者人をおくるの者共
共に乗具して川ちとりの事のきるすれたるも
内はをかるゝうるるよりの早速たの後
至る此山石住をくそきるさ居住したる

此以下盛衰記不載

ら去と云所に義なる

桂松周徐事

此名聖法と言ものをつくりて佛説をつくし
其故に天ちくに唯丹上人と中人きるの上天ちくに
双乃僧生と死の始とを年刻行法功積る朔を
いきたひとりの唯丹入滅しあひきたる才子唯智と
中僧のもの長老入滅しあひ事を歎き記別し
事をかゝるゝ子永おゝ孔をく今日まて帰国に
変のかゝるゝちもとひきを永行や孔と日数八孔と

月の光を乃橋に受て其あり所のまかしを
稀に来る七月初秋七中七日の昔なしかい川が
故上人七日事意しあり其孔墓所に詣て至り
五菩提をとりつゝ西の面新身
に拝し奉り池しく回遊の孔に笑つて孔に唯智
思を孔なる盂蘭盆祭りを七月十五日の日まで
くや父母に来る子息孔の供養を
うけて立事なり孔は来給へる孔則現
ゝとちり法の墓の前は神應草一すじ有りて

我朝に芭蕉とゝ見えかの神にて草の枝に不死
教草と云草も加孔墓をとりかゝる火を引て此光に
けんさに法り給しあり新を孔しあり現身照光明と
ゝ見給へを故上人古れかゝちをかしたゝ現せら
孔なり唯智えんかに免ゝ衆に笑へを泣涙の孔
うして是程に有りを孔を陪蓋せん事母念也と
を國中に流布せる是を是を孔人名所備き父
母孔彩に孔孔たる人七月廿の盂蘭盆を寄所に
光明場とて多に火を焚事を其光を遠

死故人を弔ひ給ふ事也

花秋大納言事

ふる事すくなくなりたる風儀我朝よりの崇神天
皇御宇ふ花秋大納言と申る人他界なりしなりき
ぬるのみなりと雖ども人世にあるの子孫の志
川の其日の志地にて石のおもをおく法華の
唯智の詩を作へる来る七月中九日の黄昏ふ
父の御墓ふ詣でて後世を弔ひまてかの
唯智の志を遂げて御墓所に前よりかれたる木の

一本有る小草に枯れをもひひ付火をまして
玉すのし志れて我よ子せの昔秦の始皇ふ
と老行く火をかけられなり孫もむしの風情ふ遠
ず故大納言現しそのの子のの子ふ語り給ふを合て
すいまの涙ひまくかし昔の權化ふ考さう事なに
ほとふ人々恋る小まふ語り給ふを
諸名をさく作ん天皇昔漢國ふ六宮明寿と云皇
内き大ムラをたりして我國中の気生ふたくいか
ろもこの父母妻子死して先たんを礼ん行せ

人者の大祓を座にむる術を浮び給へとちかひ
給はせ夢に憑して天の御柱を告て云ふ内の皇后
より北の金還山といふ山の頂の高部とて
木の切株なる木を取て周り一丈二尺高
サ五尺八寸に磨き加孔を穿て秘蔵威勢移柱と
名付より西の角に立て孔たり入さの月の新造る時
かの松は根ねしを故人を念孔入日に新造い
して加護手現たいへり此孔に天竺の神應草り

の柱に倣て我朝乃初造木の社に
志の社は是を宮に移柱の事なく是を柱木
と名付て初秋の十六日に暮りに刈りん
を待て其の根の座に敷き草をむすびたる
に焼むくるるに火を焼ら木と成る我朝に
は乃火を焼事を此いん名ん初なりて
柱松と云名を付る事人に絶ず成親住吉天王
寺の社に時の抜に所を已しる柱の始
なひ寄所に身に欲き其有時むりに出

ありけるとかや

土佛因縁の事

爰に近江の土佛といふ所は往昔の起りは孝徳天皇
御宇吉祥尼か祈と申し人月花門の女御に召され
といふ所に名をたちし備後國篠尾といふ所にたぐひなる
せし称か称無実をかうむりたるもかなしきにかきりなき
遠流の重科を蒙る事かなし又の世のかなしみをたれは
いかにして無実をはれんと思はれけれは其所に有ける
佛土に作りし土をもて千佛の座を残したり義見え

備をりて供養せられけりしより程なく無實の
はれて免されて近江に帰されてけれは現佛の浦
とかやしたる佛の名ならて其ならぬ此所の者云安置して
に土佛と名付る程久しかりける大唐の一行阿闍梨
楊貴妃に名を借りて名を付けたる大乗國にて月にまれ
なりけれはさる権化の化身にて加持に配所にてせしめられ
事後代にも愛思されけれは後の世にも千佛を
作る此無實をはれんと誓はれける程なく都に
とけしは志をもつてありしは祖の元に入給徳を延

とかくなりぬとを思ひて千体を土像に作らるる間
といひし乳と云思寄て京もかかる事の有る時を
昔の欲り志る乳母加様に思ひ設けて入洛すべき
旨を彼ほとの大納言まうしたいはくと云ひしとは
乳母の様を世の国也と捨中の乳の
世のおやこ者おろかれ精のせて昔は彼後嵯
とあるのをうけしてい者を乳母いと知の者き
かるた人の物を知らくいつる矢ぬとする面もと
知りをけしかしいたはやと舟をおさめつつ我を
寄免んと云ふ所を海よりすみこむる乳
させ給事とそ申ちきかはいく千年之きハ知とよく
申なり家ち流れ長沢也慕ハ(ま)ハ西河の尼の
内大臣つかせ給二日彼大納言死罪をゆるはれて
流罪を定りかりと伝へ給乳ハはり土ろ(き人侍
ひ)ハ乳母内府ハ入道かはそもあひ給故也国かん
臣の乳ハ其国必安しく家かんなの乳かかるまを
しといへりまと世ハ乃大納言の宰相中将の時美国
より来る相人ありひ乳を位正二位官大納言

小昇ろ給へ〳〵但獄に入る死相乃まゝ海邊に走るこれハ
流罪せゝ孔給へ死人也と相〳〵行り給とかや今思合
られたるゝ死也又中納言まゝ〳〵給と地獄
より化國知行〳〵給給に去嘉應元年冬七月日
代齋川尉政朝當國（下ると）杭瀬川に居りたり
第山川領の乃國平野庄神人事をいひ事のりを
平野庄神人高をうゝ彼政朝乃宿ゝて物
乃高下をゝん〳〵給給流しを手に乃を作り給
をとの名給給乃手に乃いひのりき神人を又之也

志ゝ下ゝ給り是に依て安居庄に神人山門（宇川に）へ
孔に同年十二月廿四日例の大〳〵白起ゝ日吉七社の神輿
を捧ゝ奉ゝ武士をゝ〳〵悪ゝ奉ゝ世の孔
ハ孔ゝ叶ゝ乃を東御門に入ゝけん孔ん門に孔ゝ
ら〳〵ゝ人ゝ東て成親乃を流罪せゝ孔日代政朝を禁
ゝ世ゝ〳〵孔ゝ孔ゝ成親乃備前の國へ
流ゝ孔日代政朝を獄舎に入ゝ〳〵ゝ宣下せゝ
大納言に院に西朱院乃ゝ〳〵ゝ出ゝ孔ゝ程に大宗たち
所に院に孔ゝ乃ゝ成親乃の罪科をゝ

面き出ヶ間同廿八日ハ免し遣され同廿九日ハ本位より
復して中納言成親改名同正月廿日右衛門督を兼
して検非違使別當ハ新其後ハ同廿度時の紀
伊の介ハ法云家安二年七月廿一日従二位に叙す
る兼政を出へ給ふすけのぶハ去人おとゝ有てまゐらせた
兼雅と清花の人ハ有しかハ召れ給ふ使ハ
事也見と三条殿を造名を賞也殺徒九日也同き
三年四月十二日又正二位に給今度ハ中御門中納言宗
家卿ハ召れ給ふ去て年兼安元年十一月廿日ハ大二

中納言を越て權大納言に成り又加賀小国せら
れ給ふ人嘲ハ大衆ハいの方ハ面々者ハ
其ハ召れ給ふ神明ハ其ハ人の志ハ也ハ有
ハ其ハ召れ給ふ同事也三日ハ中の川きハ京より
御使ハ有て ひ〻先ハ召れ給ふ
備前國へ しひ〻弁を出へ給ふ其ハ内大臣の
許ハ御文ハ部を召ハ山里ハ系を遣らむと再三
中川ハ召れ叶ハぬ事ハ其ハ世ハ有ハ祈是ハ付け
さの世乃中ハ召れ給ふ親る先達ハ後世を助け

なくし天道のいかりにかゝる命のがれがたしと
まことに思へども叶はぬ御命はのがれがたし
世の務法に思ひ程度なき金円直す事なりやとは
捨置てして相ゝ御用意はなくと調て参り給
あんじたる御命許に文のあれども相ふのり
なるなり宮仕ふ事はすべて相ふのいつとなき我
うむかと給ふ大納言さはらふひ
んか思ひたる君かり離れまいと言なき者をを
手相て川ちへ移らん二度都へ妻子を
つれ事はのがれ一年山に大乗院に祈願に依る日吉
七社に参詣の事朝家に大事か成ぬ
りたる西七條に五日に相ひ
出家されのち出家されの君に
乗の孫なるおしかはなる事を天
地かあるとき相ひ
くの乳を船を押出して
いと西の方へ漕ぎ
なれそやあのひろん住吉の方を見れば

去し[illegible]とのゝいまはるやうすゝ[illegible]と[illegible]の愛の
ゝ絶す我九郎ゝ住吉大明神を敬ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]事今ゝ
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]大明神
小願書を奉ら[illegible]其帖云

敬白住吉大明神御寶前三願事

一可奉唱毎日千返本地宝号事

一可奉唱毎日千返岳跡御名事

一可奉納重代御剱事

右執録如斯夫以卿向鴻一之北窩秋而重者
羽還櫻花之根迎春而忽開再會難期者
永別也男女子息尚在花洛九重内成経
處生之中爲嬶子鍾愛不浅撫育此餘
然則歎炎焼而難消如胸火增薪悲
淚落而不留似眼下濺而仰願大明神
憐無二丹誠令納受心中三願成経坏
男女令寿平安給候也仍三願如件

治承二年六月三日　　成親敬白

と思ひて難波次郎が伝へられたるハ仏現と申さん川原
宰相の方へ申し取て取て書と云ひのかすす
ゑ〳〵せ給ふ経を小仏ゆ〳〵しく仏現と
神明と成て宝殿歩〳〵重宝と拝ゆ〳〵今の世そ
誠よりハかゝる事やと覚る事ハ実に柴網言葉因
りおろかなるや死所生と思ひ立ちて流罪せられ
羽先〳〵迫まれ二度殿上に昇られ事ありしかハ
ひ〳〵事とり也年成親ハ祈叶ハぬ

諸仏念衆生　衆生不念仏　父母常念子
子不念父母

とてかの子を思ふ親の慈悲ハかゝる者ハ
見ハ父子ハ礼儀と云ふ志ふかく神明憐
を給ふ礼なるもと思ひ給へ〳〵今ハ命をとゝ〳〵ゆ
を流ふかゝる中思を知る人なし
思ひ出ハ多いと宣ふ所をあやまたすき之
〳〵すて一方ふる歌を元集たる中ふ〳〵
ちさけをふ〳〵くすし〳〵尾上吹ハ雲の

冷しく社を建てり高砂山乃松を所々あり
川々てり いと都度はけうの吹るかたかゝ〜久礼故に八
雲井はるかに立隠りむら〜はなを志けき花を志留る隠
うちつゝ成まきるかの乃為かゝ〜かの浦入に〜名所ゝ迄所
稲かに田数も積りかゝれハ伊勢の国かゝ〜まの内下津おと
いふ所を迄庄と云号ハ清けき田井乃浦かま〜て
なれかして民乃家はの屋〜なる業の海戸の内へ先
入なかる三方を土手て堰を吹りまた〜て口をなん
なれ はかの小屋を云つ〜大納言おとゝ家長を

結構して山庄をすゝ〜面白き好まれしよ毎ハあ〜
るゝ物しいひかゝ海所ゝ住ハ住ゝ屋と毎の垂
素かなきかはれる伊礼共ものひゝ清水命かれハ明
〜言〜語ハ海ハ山前ハ被かれハ大云ハ言ハ荒れ
大岩ハ千〜言清れ浦ゝ友ゝ浜千ゝ老ゝ
さるかを吹なまゝ入れとを都とて泳〜月
乃光を面のはりせ尽千ゝ海さりる大納言ハ為祈ゝ見
えゝ故さとは芸為〜ゝて多ハ故今ハ海〜む重を世ゝ
大祭行のいる世あゝ大海ゝ海ゝ出く

拙ひめひ事ハ沖ハ[illegible]を[illegible]ハ海士ハいさり火いく
ら共おく[illegible]へりて[illegible]ハ大納言おもひ法けそ

大海ハうつらハ新ハ知ゆへきハ底ハ[illegible]のゆのまのいさり火
とおもふそ[illegible]ハ[illegible]ハ中ハたとハ[illegible]

そかをれ共大納言ハ父あもの[illegible]ハいまめ[illegible]ハ人多
くつのり知近江入道蓮淨なとハ七肥ハ節ハ[illegible]ハ常陸乃
國へまハ新平判官資盛ハ[illegible]ハ源変判官ハ[illegible]ハ佐
渡ハ國へまハ山城守基[illegible]ハ[illegible]ハ宗政ハ[illegible]て
流の宿[illegible]ハ[illegible]ハ平判官康[illegible]ハ法性寺ハ[illegible]

後寛備都をハ備中の國ハ住人妹尾太郎兼康
ハ[illegible]ハ福原ハ[illegible]置ハ丹後ハ将をハ[illegible]ハ平宰相
ハ[illegible]

加賀師高被討事

西光ハ始ハ子前ハ加賀守師高同舎弟左衛門尉師近
右衛門尉師平ハ追討ハ[illegible]ハ大政入道下知ハ[illegible]
武士ハ尾張ハ國の住人井戸田[illegible]ハ[illegible]ハ神ハ[illegible]ハ[illegible]を集
ハ酒盛[illegible]て師高をおひ出して[illegible]ハ[illegible]
を[illegible]ハ[illegible]ハ師高ハ[illegible]ハ使をハ[illegible]

下してかりうを入れ及八西八条の宮取られ給ひぬ
ぬるを院御所を尋ね沙汰なんすらんと思し
ほどに屋うく其少の孔子礼あ及たいりの子息たち
を追討せらるべきよし兼及参りて夢みせしと
いひし孔子則使ひをつかはして師高井戸田を逃去る
當國小童ばかりの家に居たりけるを小熊郡司惟長
と云者聞付て是を討んとす師高かたへ孔子参て
を攻寄とし給へ熊ほどの孔子を見あひて拵
たるう有りし孔を見付て粧よくしなりと

吹ひめ給ふ民の家に八法師として居たりし師高
かくれ居たりけるを求出してからめんとしけれ孔子自害
して給へ命ばかりを平四郎七十余騎者共人々
多り同じく自害して師高の首をば小熊郡司
元之六郎殿に賞を師高の思給ふ海の宮の御君
を法師に取給ひ其也西光父子死りしのて
世を世とおもはず人を人とも思はざりしかば
さすがに思ふ事おそろしく給ふ人の心やまりぬべ
きにはべりしかば孔子は主夫師の神冥冥罰を三

癸巳の年の時刻をめでたくさかのぼるために、はりまの事よりとて
人々の申し、大方、不福なりしきわれ共思慮なき者也
雲上の下らるべきなりしかば、京に三位殿乃ぶ
殿と呼ばれ、天下の大事を引出し我身も
かくなりし、十四日福原を大
政入道平宰相のもとへ、丹波が好是也、波しめ相
はのもとへ、都の内そこの
のもへ、とのもいろ〳〵宰相の殿をいかゝあるべき事
人々を一度に詠ぜ二度に詠ず事なり四郎の屋た

たゝかひ共とかはれ思ひ入れ中とのり〳〵時なりかくも
あるべきを二度ものを思ひたまへ、おもむき共叫まし
思ひ入れ給ひ、とくゝ、なるべきかはるべき出来事
今までかく有ける事きゝ入れとかはる宮ひ給ひ
小代方乳母の六条あるべき儲たる事あれ今文の二
ゆるる猶宰相殿中なるべくゝと思ひ給へる存ぜ者
中川其上八郎〳〵小代ぬ八力及今八世を捨る外に
何とのゆ申とて宰相宮ひ給ひ命のたる
程の事とより中社に住ひ給ひいつくの浦かまへ住給ひ

語まうしける事かの孔たのもしくおぼしめしたる
きさき長女なりけるを四歳にまうけ給ふ若君を
ちちのおとゝ若き人にて日数公達に仕給ふと細こま
ゝの事ども御ものがたりの孔共其君おぼしたるとのゝ御
の初に成給孔法師なりけるに成給ひ九歳者今
一度又人とそなひとせられたり若君おぼをつ給ひ
ていとう孔〳〵京にとゝまりたる孔ゆゑ取はなしたる孔ゆゑ数をこのき
あて〳〵七歳にまうけ給ふ男になりて御所に参せ給
とおぼせ思ひ〳〵とゝめ給ふ其事いひうしなひ孔

かゝくせ給ふ法師に成給ふ我後世をとゝまれと
ものに物を云給ふに涙のみ流し給ふ
君のし給ふ八時り〳〵かゝり父の孔を上給ふ
ぬきぬ給ふいとおしきまで孔をつゝ北方と六条の
ゆゑ手ぶりを考給ふ孔共ものおぼしまさりけ
父君の御時〳〵はけ給ふ今後八方
とゝて急きぬ八宰相を出たち給ふ孔共
世の御ぶ〳〵孔をとゝて世を捨ひぬ
けく法心なく御ありける孔

平家物語巻之三終